

【 検査 】

726 静脈血栓症疑いに対するアンチトロンビン活性の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

静脈血栓症疑いに対するD006「9」アンチトロンビン活性（AT活性）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

AT活性は静脈血栓症の診断が確定された際に、その機序又は程度（重症度）を調べる目的及びその後の治療方針の決定に際して実施されるものである。

また、基礎疾患に造血器腫瘍（APLなど急性白血病）がある場合や造血幹細胞移植に関連した血液凝固線溶系障害の発症を疑う場合においても実施されることから、血栓症を惹起する基礎疾患となる傷病名や確定した静脈血栓症のない単なる静脈血栓症疑いでは認められないと考えられる。

以上のことから、静脈血栓症疑いに対するD006「9」アンチトロンビン活性（AT活性）の算定は、原則として認められないと判断した。